

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（自転車歩行者道設置）				
地区名	一般県道 <small>こざかいみとせん</small> 小坂井御津線				
事業箇所	<small>とよかわしみとちようおんま</small> 豊川市御津町御馬地内				
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、<small>とよかわし</small> 豊川市内の旧<small>こざかいちよう</small>小坂井町と旧<small>みとちよう</small>御津町を結ぶ重要な幹線道路である。 ・当該区間は、小学校の目の前にも関わらず歩道が設置されておらず、路肩も狭いことから、側溝の上を学童が通学する危険な状況にあった。また、カーブが連続し、道路沿いに住宅が密集しているため視距がとれず、車両が歩行者を確認しにくい状況であった。 ・そのため、本事業で自転車歩行者道を設置することにより、歩行者及び自転車の安全を確保したものである。 				
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 歩行者及び自転車の安全確保 ② 危険通学路の解消 【副次目標】 -				
事業費	事業費		内訳		
	2.1 億円		■工事費 0.5 億円、■用補費 1.4 億円、■その他 0.2 億円		
事業期間	採択年度	平成 20 年度	着工年度	平成 20 年度	完成年度 平成 24 年度
事業内容	・自転車歩行者道設置工 L=140m、W=3.5m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 ・自転車歩行者道が設置されたことにより、歩行者及び自転車と自動車の通行が分離され、学童を含む歩行者及び自転車が安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。 【達成状況に対する評価】 ・本事業の整備により、通学路として安全に通行できるようになり、目標は達成された。			
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 - 【達成状況に対する評価】 -			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。				
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				